

亀山市告示第4号

亀山市母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月13日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金事業実施要綱（平成22年亀山市告示第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(給付金の支給額) 第5条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ当該各号に定める額とする。 (1) 要綱 <u>第5条第1項第1号</u> に該当する者 5万円 (2) [略]	(給付金の支給額) 第5条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ当該各号に定める額とする。 (1) 要綱 <u>第5条第1項第2号</u> に該当する者 5万円 (2) [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。